

### 3・ウイング野上株式会社について

すでにウイング野上株式会社との間にはウイング野上株式会社が選任した弁護士を通じて過去に話し合いが持たれており、解決を見ていると認識している。

開示依頼人がウイング野上株式会社であるならば、話し合い終了後発信人はウイング野上株式会社に対する新たな情報等を追加しておらず、また以下に転載する如く感謝の言葉さえ頂いている。

-----ここから転載-----

「受任した事件については、貴殿の掲示板に「異議があれば公開の掲示板に書き込んでください」というような趣旨の書き込みがあったので、当方からの連絡を差し控えておりましたが、受任当時から状況の変化もあったほか、貴殿において自主的に書き込み内容の修正が行われたことにより依頼の目的は概ね達成されたとの判断に至りましたので、先日依頼人との合意により、本件に関する当職の委任事務は終了となりました。

貴殿に対し法的措置を取る予定も現在のところありません。

以上のとおりご連絡差し上げるとともに、削除要請へのご協力につき感謝申し上げます。」

-----転載ここまで-----

したがって、事前に苦情も申し入れず、話し合いの機会も持たずにウイング野上株式会社が提訴を目的に発信人の個人情報を開示させ提訴するとは考え難い。

なお、代表者である野上幸雄氏が前回の話し合いの結果を尊重しない合理的な理由は無い。

さらに大日本愛国政義塾の掲示板において言及されたテナントの代表者とされる人物はウイング野上株式会社の社員で有った旨の証言を得ている。

ウイング野上株式会社がスパムメールの配信を業として行っていた事も証言を得ている。

指摘された写真、公知情報は上記交渉の上サイト上より削除に至ったものであり、これをもって発信人が削除要請などに真摯に対応している事が明白である。

発信人はウイング野上株式会社が管理するビルの複数のテナントより相談を受け、複数のテナントに関する情報の削除、記事の編集を行った事実がある。

発信人は当該テナントの要請を受けて検索サイトに表示される当該テナントの記事のキャッシュの削除にも尽力した事実がある。

2005年7月より行ったウイング野上株式会社の選任した法定代理人を通じたウイング野上株式会社に対する聞き取り調査において以下の如く回答があった。

-----ここから転載-----

「ウイング野上の代表取締役である野上幸雄氏は、桑木野様もご存じのとおりネット上などで不穏当な活動を色々と展開しているようであり、その活動の中には、あるいは野上氏がウイング野上の名称を用いて行っているものもあるかも知れません」

「野上氏は元暴力団員であり、現在銀座の本社ビルに出入りしている人物も暴力団関係者が多いため、「依頼人」にも野上氏の行動を統制できるような力はなく、むしろ野上氏が銀座の本社ビルで行っている活動の内実にはあまり触れないようにせざるを得ないという状況にあります」

「それ以外にも野上氏がウイング野上の名称を使用して不穏当な活動を行っている可能性は、確かに否定できませんし、そのような活動も代表取締役の野上氏がウイング野上の名称を用いて行っている以上、対外的にはウイング野上の事業ないし活動であると解釈されても仕方ないところがあると思われま

す」  
「貴殿が野上氏相手に行っている活動については、被害者救済の観点から正当性があるものと認めており、野上氏個人やウイング野上に対して行われる言論活動そのものについては、「依頼人」としてもこれに干渉するつもりはありません」

「貴殿のサイト等によりこれらの役員、従業員やテナント会社の実名を出されることにより、野上氏と同類とみなされて様々な誹謗中傷を受けるのではたまらないので、そのようなことだけはないように配慮して頂きたいというのが今回のご請求の趣旨です」

「野上氏がウイング野上の名において行った行為が非難の対象となること自体はやむを得ないことであると理解しており、野上氏を非難する記事や書き込み自体については、別に抗議する意思も削除を求める意思もありません」

「MeiMei-Shopの存在自体を把握していないため、この点についてはご回答できません」

「野上氏個人は、確かに送信代行業務を行っていました」

「武藤氏がウイング野上の従業員であったことはそのとおりです」

「ウイング野上としては、現在のところスパム行為は一切やめさせているとのこと

です」  
「顧客からクレームがあれば返品に応じている旨説明したところ、立件はされなかったそうです」

「野上氏がウイング野上の名称を用いて不穏当な活動を行っていることについ

ては、「依頼人」としても完全に制止するには限界があるとのことですが  
「個人で掲示板荒らしを行っていたということについては、「依頼人」も社内の人間から聞き及んでおります」  
「掲示板荒らしの行為について「分別盛りの大人がやることではない」と苦笑いする者はいても、面白がって煽ったりする人間はいなかったはずだとのこと  
です」

-----転載ここまで-----

発信人においては上記、聞き取り調査の結果、ウイング野上株式会社の社員の立場に同情し、個人名、公知情報などを一部削除したものであり

発信人は、ウイング野上株式会社の社員の立場、テナントに対し憂慮し配慮してきたのである。

以下は発信人がウイング野上株式会社と話し合いを持った時に依頼人に対して要望した内容である。

-----ここから転載-----

また、今回のこの請求が個人的な削除要請であれば、方法等については取り得る方策は幾らでも有ると思えますが如何でしょうか。

もう3年以上にも渡り、被害者は被害を受け続け、疲労困憊の極みに有ります。

社員の皆様が、迷惑を訴えられるのは一応の理解は出来ます。

もし一切の関係が無いのなら、ご同情申し上げます。

当方においても数年に渡り、恫喝、脅迫を受け続けております。

当方についてはとりあえず構いませんが、詐欺行為の被害者を救済する方策を講じられる方が、ウイング野上株式会社の今後の為にも必用な事と存じますが如何でしょうか。

更に、社員の幸福の為に、企業の社会的責務を果たす為に、責任ある立場に立たれる「依頼人」こそ、ウイング野上株式会社を「平穏な業務」により運営する義務を負うものと当方は考えます。

そしてその責務を果たされん事を切に希望いたします。

-----転載ここまで-----

ウイング野上株式会社が選任した法定代理人は以下の通りである。

弁護士法人いちご総合法律事務所：弁護士 坂本隆志氏

なおこの話し合いはメールを用いて行われたものである。

法廷に提出する必要が生じた場合にのみ全てが公開される。

したがって、ウイング野上株式会社との間に一応の決着を見た事も踏まえて鑑みると、大日本愛国政義塾の代表者でもある野上幸雄氏に対して、発信人による自主的開示の必要性があるとは認められない。

なお、大日本愛国政義塾の掲示板で個人情報公開され公衆の閲覧にさらされているのは、ウイング野上株式会社を原告とする裁判の被告であり、他の罪も無い人たちが有る事を付記しておく。

開示請求書に記された権利侵害の理由について考える限り、開示依頼人は野上幸雄氏であると推測する。

ならば、ウイング野上株式会社との間にウイング野上株式会社が選任した弁護士を通じて過去に話し合いが持たれたおりの回答を見ると、野上幸雄氏自身に批判される責があると認識する。